

11 個別報告座長選出委員会設置要領

1. 個別報告の座長を広い視野から選定し、的確な座長の配置を行う。
2. 理事及び編集委員の中から事務局理事（総務担当，編集担当，報告論文担当理事）を含む5～6名で構成する。
3. 個別報告締切後，1週間をめどに委員会を開催し，個別報告の会場配分，座長の選定，及び座長を引き受けてもらうための交渉を行う。

1. 2003年10月03日 施行